

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和六年五月二十二日法律第三十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。